

学校感染症と出席停止期間の基準

《学校保健安全法施行規則第 18、19 条（2023 年 5 月時点）》

感染症種類		登校停止期間の基準（以下の基準に基づき、主治医が判断する）
第一種	下欄（※1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱したのち 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症 （※2）	発症した後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎、流行性嘔吐下痢症、ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎、溶連菌感染症等）	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

※1 第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する鳥インフルエンザをいう）

※2 新型コロナウイルス感染症：病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る